平成２６年（フ）第３２２号
東京都三鷹市野崎２丁目11番９―009号
債務者　杉山　花世
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３０号
静岡市駿河区有東３丁目10番15―205号、旧住所静岡市駿河区小鹿397番地の12　キャンパス105号
債務者　河口　研也
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１０号
北海道河東郡音更町新通６丁目４番地　プリティＹ・Ａ号室
債務者　中島　恵子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
静岡市清水区横砂本町１番５号　滝アパート202号
債務者　大城　　昭
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２４４１号
札幌市豊平区平岸３条17丁目３番45号
破産者　株式会社伍建
1　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
2　一般調査期日　平成26年10月３日午前11時
平成26年６月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０５号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の172、前住所大阪府富田林市津々山台４丁目２番５―506号
破産者　武岡　英樹
1　破産債権の届出期間　平成26年７月24日まで
2　一般調査期日　平成26年９月２日午後２時30分
平成26年６月24日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
広島市中区西白島町27番２―1002号、開始決定時の住所広島市東区二葉の里１丁目２番35―204号　二葉ビルＢ
破産者　平原ミツル
1　破産債権の届出期間　平成26年７月24日まで
2　一般調査期日　平成26年10月28日午後４時30分
平成26年６月24日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０号
和歌山市松江北２丁目７番20号ＳＳＫビル
破産者　株式会社ネクスネットシステム
1　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
2　一般調査期日　平成26年９月８日午前10時30分
平成26年６月25日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７６３号
京都府宇治市大久保町田原40番地
破産者　株式会社仁保製作所
1　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
2　一般調査期日　平成26年９月26日午前11時20分
平成26年６月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
香川県高松市松島町２丁目５番42―101号たまや11号線寮、開始決定時の住所香川県小豆郡小豆島町池田5596番地977
破産者　石原　雅子（旧姓平田）
1　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
2　一般調査期日　平成26年９月17日午後２時30分
平成26年６月25日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第６７号
長野県伊那市手良中坪1589番地２、住民票上の住所長野県伊那市若宮7380番地261　若宮県営住宅216号
破産者　酒井　秀智
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０４５号
東京都千代田区丸の内１丁目７番12号サピアタワー14階弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　岐阜北開発株式会社
代表清算人　門田　正美
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２５号
名古屋市昭和区広路本町４丁目47番地の２
清算株式会社　株式会社若宮自動車
代表清算人　渡辺　嘉子
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０９７号
東京都中央区日本橋小伝馬町２番８号新小伝馬町ビル９階
清算株式会社　株式会社ショーワドットコム
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０９８号
東京都中央区日本橋小伝馬町２番８号新小伝馬町ビル９階
清算株式会社　株式会社三上管理
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１０号
名古屋市天白区植田本町２丁目1605番地201
清算株式会社　株式会社サンユー商事
代表清算人　山下　　司
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３４号
愛知県小牧市岩崎原３丁目211番地
再生債務者　近藤　幸保
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第８８号
名古屋市南区豊１丁目21番16号　リバティライズ209号
再生債務者　清水　直樹
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部